

独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院開放型病院運営要領

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院開放型病院運営規定第6条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定める。

(登録医の届出)

第2条 登録医の届け出をしようとする保険医療機関は、「独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院開放型病院登録医届出書」(様式第1号)に必要事項を記載し当病院に届け出をする。

- 2 当病院に届け出があった保険医療機関の登録医に対し、「登録医証」(様式第2号)を交付する。

(患者の入院・退院)

第3条 登録医は、自己の診察した患者を開放型病床に入院させようとするときは、当病院の診療時間内に地域連携相談室に連絡のうえ、「診療情報提供書」及び「開放型病床入院依頼書」(様式第3号)を提出して承認を受けるものとする。

- 2 当病院の診療時間外又は休診日に入院させようとするときは、当病院の診療時間内に地域連携相談室をとおして当病院の主治医と事前に調整し、入院日の承認を受けておくものとする。
- 3 入院受付時間は、原則として午前9時より午後5時までとする。
- 4 休日及び時間外の緊急入院時は、当日は救急入院患者として取り扱い、登録医より「開放型病床入院依頼書」(様式第3号)の提出があった日から開放型病床の患者とする。
- 5 入院期間は、原則1カ月以内とする。
- 6 退院の決定は、登録医と当病院の主治医が協議して決定する。

また、退院後の治療方針についても両者の合意で行う。

(共同診療及び共同指導)

第4条 開放型病床に入院させた患者(以下「当該患者」という。)の治療方針は、登録医と当病院の主治医が協議して決定し、直接の診療行為は、当病院の主治医が行う。

- 2 登録医は、当該患者については、可能な限り訪問し、当病院の主治医との共同診療及び共同指導に努めることとする。
- 3 登録医は、共同診療及び共同指導を行うにあたり、当該患者の診療情報を閲覧することができる。
- 4 共同診療及び共同指導は、原則として午後 1 時から午後 6 時とし、当病院の主治医、看護師等が立ち会うものとする。なお、その際、予め地域連携相談室に訪問日時を連絡するものとする。
- 5 登録医は、共同診療及び共同指導後は、必ず共同指導票(様式第 4 号)を2部作成し、1部を地域連携相談室に提出し、もう 1 部を自院の当該患者の診療録に貼付し、記録として保管する。
- 6 登録医は、当病院の各診療科責任者もしくは主治医の了解を得て、当該患者の検査、手術、カンファレンス等に立ち会うことができる。
- 7 登録医は、共同診療及び共同指導を行うにあたり、当病院の医局(PCブース)、図書室及び駐車場等の施設を利用することができる。

(登録医の責務)

第5条 登録医は、当病院内では、当病院の諸規程を守るとともに、当病院が発行した登録医証をつけるものとする。

- 2 登録医は、当病院が用意した白衣又は登録医が持参した白衣を着用するものとする。
- 3 当病院で閲覧し、知り得た患者及び職員の個人情報の取扱は、「独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院個人情報保護規定」(別添)を遵守する。
- 4 診療目的以外の患者情報の利用は、原則として禁止する。

(指導員派遣活動)

第6条 登録医の届け出を行った保険医療機関より、医療の質の向上のため指導員派遣の要請があり、当病院の病院長が認めた場合は、当病院の職員を指導員として派遣することができる。

(連絡会及び研究会)

第7条 登録医及び当病院の医師との間で、必要に応じて連絡会及び症例検討会等の研究会を開催し、互いに協力し研鑽に努めるものとする。

(登録医の有効期間)

第8条 登録医の有効期間は登録日から、登録日の属する年度の3月31日までとし、特別の事情がない限り翌年度以降も毎年更新するものとする。

ただし、当病院の病院長が不相当と判断した場合は、登録医を取消すことがある。

(登録医の辞退)

第9条 登録医を辞退する場合は、登録医の届け出を行った保険医療機関が書面により当病院にその旨を届け出るものとする。

附則

1. この要領は、平成24年4月1日から施行する。
2. この要領は、組織変更のため平成26年4月1日より改定し、施行する。

